

国際教養大学障害学生修学等支援規程

平成 28 年 4 月 1 日
理事長 決 定
規 程 第 104 号

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）その他の法令の定めに基づき、国際教養大学（以下「本学」という。）において、障害のある学生（以下「障害学生」という。）がその年齢、能力又は障害の種別もしくは程度に応じて十分な教育が受けられるようにするために、その修学等の支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害学生」とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害、発達障害等の障害があるため、期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害学生が修学等における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障害学生の修学等を支援する方策を推進する責務を有する。

(学務部長の責務)

第4条 学務部長は、学長の命を受け、障害学生が修学等における不利益を受けまいよう、具体的な支援、方策等を構ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、障害学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障害学生の修学等を支援する方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害学生の修学等の支援について、実施計画を策定し、及び必要な事項を審議するため、国際教養大学障害学生修学等支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 障害学生の修学等の支援を迅速かつ適切に行うために、事務局学生課に修学・健康支援コーディネーターを置く。また、各関係部署に支援担当者を置く。
- 3 前項のコーディネーター及び担当者は障害学生修学支援グループを組織し、障害学生の修学等の支援を行う。
- 4 委員会及び支援体制に関し必要な事項は、別に定める。

(支援の申出)

第7条 支援を受けることの希望は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

(事務)

第8条 支援に関する事務は、事務局入試室、国際センター及び学生課において処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。